

～このページは令和2年度における情報です～

中央区（日本橋医師会）

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査が実施出来ない場合がございますので、下記記載の実施期間内において受診される際には必ず事前にお問い合わせください。

◎ 実施期間 令和2年5月11日～令和3年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

◎特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。